

# CREDas 入力システムマニュアル（案）

平成 26 年 2 月

京都市建設副産物対策協議会

## はじめに

「建設リサイクルデータ統合システム」（通称「CREDAS 入力システム」）は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）により義務付けられた書類の作成を電算上で行うことによって、記入負担の軽減等を図るとともに、建設副産物実態調査を効率的に行い、速やかに建設リサイクルの推進状況を把握することを目的としています。

しかし、CREDAS 入力システムの入力内容等について、具体的な注意事項が明確にされておらず、建設リサイクルの推進状況の実態が、CREDAS 入力システム上のデータに正しく反映されていないケースが確認されることがありました。

そこで今回、CREDAS 入力システムにおいて、誤りやすい入力時等の注意事項をまとめることによって、より精度の高い CREDAS 入力システムデータが作成されることを目的として、当該マニュアルを作成することとしました。

◆目次◆

1. CREDAS 入力システムの出力様式 確認時の注意事項	
①再生資源利用計画書及び再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー・・・p.	1
②再生資源利用促進計画書及び再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー・・・p.	2
2. CREDAS 入力システム 入力時の注意事項	
【工事概要欄の注意事項】	
①発注機関（詳細）欄について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 3
【建設資材利用欄の注意事項】	
〔コンクリート〕	
①規格の選択肢について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 4
〔土砂〕	
①供給元種類の選択肢等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 5
【建設副産物発生・搬出欄の注意事項】	
〔コンクリート塊〕	
①搬出先の種類の選択肢について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 6
②再生資源利用促進率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 6
〔建設木材 A〕	
①搬出先の種類の選択肢について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 7
②再生資源利用促進率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 7
〔アスファルト・コンクリート塊〕	
①搬出先の種類の選択肢について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 8
②再生資源利用促進率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 8
〔第一種～第四種建設発生土，浚渫土以外の泥土，浚渫土〕	
①記入箇所等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 9
3. 提出用ファイル 取扱い時の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.10

※入力画面例は計画書になっていますが，記載の注意事項は実施書にも適用されます。  
（入力画面例は，CREDAS 入力システム（Ver.2013.2.28）を使用しています。）





## 2. CREDAS 入力システム 入力時の注意事項

### 【工事概要欄の注意事項】

#### ①発注機関（詳細）欄について

- 以下の中から該当するものを選択してください。

京都市 建設局建設企画部
京都市 建設局土木管理部
京都市 建設局道路建設部
京都市 建設局水と緑環境部
京都市 建設局都市整備部
京都市 建設局事業推進室
京都市 総合企画局政策企画室
京都市 総合企画局市民協働政策推進室
京都市 行財政局財政部
京都市 環境政策局適正処理施設部
京都市 文化市民局
京都市 産業観光局農林振興室
京都市 都市計画局都市企画部
京都市 都市計画局都市景観部
京都市 都市計画局住宅室
京都市 都市計画局公共建築部
京都市 消防局総務部
京都市 交通局高速鉄道部
京都市 上下水道局総務部
京都市 上下水道局水道部
京都市 上下水道局下水道部
京都市 教育委員会事務局 総務部
京都市 その他(外郭団体含む)

※発注機関コード表（平成24年4月1日版）  
より抜粋

新報登録

工事ID 2542 計画 実施

工事概要 建築資材利用 | 建設副産物発生・搬出 | 廻り法10条様式

発注者 京都市 発注機関(詳細) 建設局土木管理部

加盟団体名 京都市

記入年月日 H.25年08月14日

①

発注機関(詳細)

建設局土木管理部  
上下水道局水道部  
上下水道局下水道部  
教育委員会事務局 総務部  
都市建設局建設係全部  
都市計画局緑化推進部  
都市計画局住環境整備室  
都市住宅局管理部  
都市住宅局住宅部  
都市住宅局宮橋部  
都市住宅局区画整理部  
都市住宅局住環境整備室  
交通局建設室  
下水道局浄水部  
下水道局施設部  
その他(外郭団体含む)

工事概要

工事名

工事場所 (地先等) 選択

工事種類 震災関連

工期 (開始)H. 年 月 日 ~ (終了)H. 年 月 日

請負・自主施工  請負  自主施工

請負額 (万単位) 0,000円(税込)

工事概要等

施工条件の内容

建築・附帯工事のみ入力

建築面積 m<sup>2</sup>

延床面積 m<sup>2</sup>

階数(地上) 階

階数(地下) 階

構造

用途

赤字:入力必須 青字:入力不可

登録キャンセル 登録作業の完了

上記発注機関を選択後、部局・事務所、市町村名等をプルダウンメニューより選択して下さい。

【建設資材利用欄の注意事項】

〔コンクリート〕

新規登録

工事ID: 2542

建設資材利用

建設副産物発生・搬出 | 建り法10条様式 |

シート及び鉄

コンクリート

コンクリート

建設資材(新材を含む全体の利用状況)		左記のうち、再生資材の利用状況				再生資源利用率	
小分類	利用用途	利用量(A)	工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	(B)/(A)*100	
規格			供給元の住所	(地先)	再生資材名称	再生資材利用量(B)	
①	1生コン(新)	生コン(バージン骨材)	選択			(トン)	クリア
	2生コン(H)	再生生コン(Co再生骨材H)					<input type="checkbox"/> 削除
	3生コン(M)	再生生コン(Co再生骨材M)					
	4生コン(L)	再生生コン(Co再生骨材L)					
	5生コン(他)	再生生コン(その他のCo再生骨材)					
	6生コン(外)	再生生コン(Co再生骨材以外の再生材)					
	7無筋	無筋コンクリート二次製品					
	8他	その他					
合計						(トン)	行追加

赤字:入力必須 青字:入力不可

登録キャンセル 登録作業の完了

コンクリートの小分類をプルダウンメニューより選択して下さい。

①規格の選択肢について

- ・現在、京都市では、基本的に「1. 生コン(新);生コン(バージン骨材)」、「7. 無筋;無筋コンクリート二次製品」、「8. 他;その他」のいずれかの選択となります。
- ※有筋コンクリート二次製品は、「コンクリート及び鉄」シートに入力します。(オレンジ色の枠参照)

【建設資材利用欄の注意事項】

〔土砂〕

建設資材(新材を含む)全体の利用状況		その中心を 再生資材の利用状況						
小分類	利用用途	工事等の名称	供給元の種類	施工条件内容	再生資材 利用量(B)	再生資源 利用率 (B)/(A)*100		
規格		供給元の住所	(地先)	再生資材名称				
1ヶ所目	2二種	4表込	0	1現場内	1指示あり	100.0	100.0%	クリア <input type="checkbox"/> 削除
		(種別:3)	京都市 京都市 選択	1現場内 現場内利用材		(種別:m3)		
				2他工(陸) 他の工事現場(内陸)				
				3他工(海) 他の工事現場(海面)				
				4再資源 再資源化施設				
				5スト 土砂ストックヤード				
				6他 その他				
合計						100.0	100.0%	行追加
						(種別:m3)		

①供給元種類の選択肢等について

- ・現在、京都市では、基本的に「1. 現場内；現場内利用」、「2. 他工（陸）；他の工事現場（内陸）」、「4. 再資源；再資源化施設」のいずれかの選択となります。

「1. 現場内；現場内利用」について  
現場内利用を行う場合に選択します。「工事等の名称」、「供給元の住所」には、現場工事の名称及び住所をそれぞれ入力してください。

なお、現場内利用の場合、【建設副産物発生・搬出】の「第一種～第四種建設発生土」、「浚渫土以外の泥土」、「浚渫土」のうち、現場内利用した土砂の種類に対応したシートの現場内利用欄に、用途と利用量を入力する必要があります。（※p.9参照）

「2. 他工（陸）；他の工事現場（内陸）」について  
他の工事現場から土砂を搬入する場合に選択します。「工事等の名称」、「供給元の住所」には、土砂の供給元である他工事の名称及び住所をそれぞれ入力してください。

「4. 再資源；再資源化施設」について  
再資源化施設から土砂を搬入する場合に選択します。「工事等の名称」、「供給元の住所」には、土砂の供給元である再資源化施設の名称及び住所をそれぞれ入力してください。

【建設副産物発生・搬出欄の注意事項】

〔コンクリート塊〕

①搬出先の種類の選択肢について

- ・中間処理施設（再資源化施設）に搬出する場合は、ほとんどの場合において「5. 中間合外；中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」に該当します。
- ・コンクリート塊は再資源化が義務付けられているため、搬出先の種類で「8. 海面処分；廃棄物最終処分場（海面処分場）」～「10. 他；その他の処分」を選択することは原則としてありません。

②再生資源利用促進率について

- ・コンクリート塊は再資源化が義務付けられているため、原則として100%になります。100%になっていない場合は、その原因について確認してください。

【建設副産物発生・搬出欄の注意事項】

〔建設木材 A〕

登録内容変更

工事ID: 2542 | 計画 | 実績 | 削除フラグ | データチェック

工事概要 | 建設副産物発生・搬出 | 算出法10条様式 |

廃塩化ビニル管・紐手 | 廃プラスチック | 廃石膏ボード | 紙くず | アスベスト | その他の廃棄物 | 混合状態の廃棄物  
 第一種建設発生土 | 第二種建設発生土 | 第三種建設発生土 | 第四種建設発生土 | 浚渫土以外の泥土 | 浚渫土 | 建設発生土合計  
 コンクリート塊 | **建設木材A** | アスファルト・エポキシ樹脂 | その他がれき類 | 建設木材B | 建設汚泥 | 金屑くず

建設発生木材A(柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの)

①発生量 ①=②+③+④	現場内利用		流量化		③現場外 搬出量合計	⑤再生資源 利用促進率 (注1)	再生資源利用 促進率 (②+③+⑤)/① *100
	用途	②利用量 改良分	流量法	③減量化量			
5.0 (トン)					5.0 (トン)	5.1 (トン)	100.0%

現場外搬出について

搬出先名称	区分	施工条件	搬出先の種類	現場外 搬出量	改良分
搬出先場所(区市町村名)	搬出先場所(地先)	運搬距離			
搬出先1: ○○株式会社	2民間	1A指定	5中間合材	5.1	
京都府 京都市 上野 選択	△□○町△△	21 km	8広域認定 4中間合材 6中間合材 7サーマル 7単焼却 8海面処分 9内陸処分 10他		

注1: ⑤のうち搬出先の種類コードが1～6の合計

行追加

赤字: 入力必須 青字: 入力不可

前の登録工事へ | 次の登録工事へ | 登録キャンセル | 登録作業の完了

搬出先の種類をプルダウンメニューより選択して下さい。

①搬出先の種類の選択肢について

- 建設木材 A は再資源化が義務付けられているため、搬出先の種類で「8. 海面処分；廃棄物最終処分場（海面処分場）」～「10. 他；その他の処分」を選択することは原則としてありません。

②再生資源利用促進率について

- 建設木材 A は再資源化が義務付けられているため、原則として100%になります。100%になっていない場合は、その原因について確認してください。

【建設副産物発生・搬出欄の注意事項】

〔アスファルト・コンクリート塊〕

登録内容変更

工事ID: 2542

計画 実行 削除フラグ

データチェック

工事概要 | 建設資材利用 | 建設副産物発生・搬出 | 処理法10条様式 |

廃塩化ビニル管・紐帯 | 廃プラスチック | 廃石膏ボード | 紙くず | アスベスト | その他の廃棄物 | 混合状態の廃棄物

第一種建設発生土 | 第二種建設発生土 | 第三種建設発生土 | 第四種建設発生土 | 汚濁土以外の泥土 | 汚濁土 | 建設発生土合計

コンクリート塊 | 建設木材A | **アスファルト・コンクリート塊** | その他がれき類 | 建設木材B | 建設汚泥 | 全無くず

アスファルト・コンクリート塊

①発生量 ①=②+③+④	現場内利用		減量化		④現場外 搬出量合計	⑤再生資源 利用促進率 (注1)	再生資源利用 促進率 (②+③+④)/① *100
	用途	②利用量 (トン)	改良分 (トン)	減量法			
40.0 (トン)					40.0 (トン)	40.0 (トン)	100.0%

現場外搬出について

搬出先名称	区分	施工条件	搬出先の種類	現場外 搬出量	改良分
搬出先1 (有)△△△ 京都市 京都市 中京 選択: ○○△	2 民間	1A指定 8 km	3 広域認定 4 中間合材 5 中間合外 6 サーマル 7 単焼却部 8 海面処分 9 内陸処分 10 他	40.0	0.0

注1: ④のうち搬出先の種類コードが1~6の合計

赤字:入力必須 青字:入力不可

前の登録工事へ 次の登録工事へ 登録キャンセル 登録作業の完了

搬出先の種類をプルダウンメニューより選択して下さい。

①搬出先の種類の選択肢について

- ・中間処理施設（再資源化施設）に搬出する場合は、ほとんどの場合において「4. 中間合材；中間処理施設（合材プラント）」又は「5. 中間合外；中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）」に該当します。
- ・アスファルト・コンクリート塊は再資源化が義務付けられているため、搬出先の種類で「8. 海面処分；廃棄物最終処分場（海面処分場）」～「10. 他；その他の処分」を選択することは原則としてありません。

②再生資源利用促進率について

- ・アスファルト・コンクリート塊は再資源化が義務付けられているため、原則として100%になります。100%になっていない場合は、その原因について確認してください。

【建設副産物発生・搬出欄の注意事項】

〔第一種～第四種建設発生土、浚渫土以外の泥土、浚渫土〕

登録内容変更

工事ID: 2549

登録内容: 建設副産物発生・搬出

建設副産物発生・搬出欄の注意事項

第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土 第四種建設発生土 浚渫土以外の泥土 浚渫土

第二種建設発生土

①発生量 ①=②+③+④	現場内利用	流量化	④現場外 搬出量合計	⑤再生資源 利用促進量 (注1)	再生資源利用 促進率 (②+③+④)/① *100
111.0 (地山m <sup>3</sup> )	用途 (地山m <sup>3</sup> ): 改良分 (地山m <sup>3</sup> ):	流量法 ③流量化量	111.0 (地山m <sup>3</sup> )	111.0 (地山m <sup>3</sup> )	100.0%

現場外搬出について

搬出先名称 搬出先場所(区市町村名)	区分 搬出先場所(地先)	施工条件 運輸距離	搬出先の種類	④現場外 搬出量	改良分
〇〇有限会社 京都府 京都市 中京 選択	2民間	1A指定 16 km	527(未)	111.0	0.0

注1: ④のうち搬出先の種類コードが1～6の合計

赤字:入力必須 青字:入力不可

前の登録工事へ 次の登録工事へ 登録キャンセル 登録作業の完了

搬出先の種類をプルダウンメニューより選択して下さい。

①記入箇所等について

- ・現場内利用のみを行う場合、現場外へ搬出する場合、両方（現場内利用と現場外への搬出）を行う場合で、以下のように記入箇所が変わります。

現場内利用を行う場合

- ・現場内利用欄（オレンジ色の枠内）を記入してください。
- ・また、現場内利用をした場合は、【建設資材利用】の「土砂」シートにも対応した内容を記入する必要があります。（p.5参照）

現場外へ搬出する場合

- ・黄緑色の枠内を記入してください。
- ・他工事へ搬出する場合は「2. 他工（陸）；他の工事現場（内陸）」を選択します。

両方（現場内利用と現場外への搬出）を行う場合

- ・現場内利用欄（オレンジ色の枠内）と黄緑色の枠内の両方を記入してください。
- ・その他注意事項は上記の各記載事項を確認してください。

### 3. 提出用ファイル 取扱い時の注意事項

- 提出用ファイルは1 z hファイルとして出力されますが、このファイルは一度解凍すると集計用システムに取り込むことができなくなってしまいます。再度圧縮しても取り込むことができませんから、提出用ファイルを解凍しないでください。